



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|     |                                       |                |
|-----|---------------------------------------|----------------|
| 127 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請                   | (県民生活課)..... 1 |
| 128 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定                | (長寿社会課)..... 1 |
| 129 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | ( )..... 2     |
| 130 | 指定障害福祉サービス事業者の指定                      | (障害福祉課)..... 2 |
| 131 | 〃                                     | ( )..... 2     |
| 132 | 救急病院の申出の撤回                            | (医務課)..... 3   |
| 133 | 救急病院の認定                               | ( )..... 3     |
| 134 | 大規模小売店舗の新設の届出                         | (商工振興課)..... 3 |
| 135 | 保安林の指定施業要件の変更                         | (森林整備課)..... 4 |
| 136 | 道路の区域変更                               | (道路保全課)..... 5 |
| 137 | 道路の供用開始                               | ( )..... 5     |
| 138 | 道路の位置の指定                              | (都市政策課)..... 5 |

## 告 示

### 和歌山県告示第127号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成27年2月5日

#### 2 名称

特定非営利活動法人和歌山県商業教育研究会

#### 3 代表者の氏名

稲生淳

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市砂山南三丁目3番94号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、商業教育に関する学術並びに教育方法の研究を進め、商業教育の振興を図ることを目的とする。また地域社会に対し、商業教育の振興研究に関する事業を行い、児童生徒の職業能力の開発を支援するとともに、行政・地域との連携を通じて地域経済の発展と活性化に寄与する。

### 和歌山県告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号    | 事業者の名称<br>又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地          | サービスの種類     | 指定年月日    | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|----------------|--------|------------------|-------------|----------|--------------|
| 3071500676 | 株式会社新輝         | 健輝苑有田川 | 有田市下中島字西ノ瀬202番地1 | 特定施設入居者生活介護 | 平成27.2.1 | 平成33.1.31    |

#### 和歌山県告示第129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号    | 事業者の名称<br>又は氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地          | サービスの種類       | 指定年月日    | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|----------------|----------------|------------------|---------------|----------|--------------|
| 3071401198 | 株式会社エムズ・パートナー  | ケアステーションあゆむ    | 海南市黒江1-139       | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成27.2.1 | 平成33.1.31    |
| 3071800548 | 株式会社ソワン        | ヘルパーステーション小春日和 | 岩出市西国分793-1      | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成27.2.1 | 平成33.1.31    |
| 3072401163 | 有限会社テック・サカモト   | 訪問介護ステーションぴいち  | 西牟婁郡上富田町岩田3009-1 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成27.2.1 | 平成33.1.31    |
| 3071500676 | 株式会社新輝         | 健輝苑有田川         | 有田市下中島字西ノ瀬202番地1 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成27.2.1 | 平成33.1.31    |

#### 和歌山県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事業所の所在地        | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別                      | 事業者の名称     | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    |
|------------|----------|----------------|-------------|-----------------------------------|------------|----------------|----------|
| 3021400472 | シェアホーム海南 | 海南市山崎町3丁目3-680 | 共同生活援助      | 身体障害者<br>知的障害者<br>精神障害者<br>難病等対象者 | 株式会社シェアタイム | 海南市山崎町3丁目3-680 | 平成27.2.1 |

#### 和歌山県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地      | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別                      | 事業者の名称           | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    |
|------------|--------|--------------|-------------|-----------------------------------|------------------|----------------|----------|
| 3022520286 | 平見ハイツ  | 東牟婁郡太地町太地916 | 共同生活援助      | 身体障害者<br>知的障害者<br>精神障害者<br>難病等対象者 | 社会福祉法人<br>いなほ福祉会 | 東牟婁郡那智勝浦町中里575 | 平成27.2.1 |

**和歌山県告示第132号**

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 貴志川リハビリテーション病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 失効日 平成26年12月25日

**和歌山県告示第133号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 貴志川リハビリテーション病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 有効期限 平成29年12月25日

**和歌山県告示第134号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 松源橋本林間店  
和歌山県橋本市三石台一丁目2番3外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役社長 兼田守  
和歌山県和歌山市田屋138番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役社長 兼田守  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年10月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,700㎡
- 6 駐車場の収容台数  
110台
- 7 駐輪場の収容台数  
50台
- 8 荷さばき施設の面積  
120㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
20㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成27年2月4日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年2月17日から同年6月17日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第135号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 滝切目停車場線

| 区 間  | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 日高郡印南町大字羽六字上場地方1466番1地先から同町大字羽六字野田1432番2地先まで | 旧    | 3.40<br>}<br>26.54   | 339.40      |     |
| 同上   | 新    | 7.00<br>}<br>30.81   | 339.40      |     |

**和歌山県告示第137号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡印南町大字羽六字上場地方1466番1地先から同町大字羽六字野田1432番2地先まで

供用開始の期日 平成27年2月17日

**和歌山県告示第138号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者<br>住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路         |             |
|------|---------|------------------|-------|-------------|-------------|
|      |         |                  |       | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|      |         |                  |       |             |             |

|      |  |                      |              |      |        |
|------|--|----------------------|--------------|------|--------|
| 3263 | 紀の川市古和田字高畝194番1の一部、198番1の一部、210番1の一部、里道、水路 | 和歌山市栗栖14番地の5<br>栗栖二彦 | 平成<br>27.2.4 | 6.00 | 116.16 |
|------|--|----------------------|--------------|------|--------|